

都市計画法41条第1項の規定に基づく建築物形態制限

A. 住宅用地の建築物について

- (1) 建築面積の敷地面積に対する割合 10分の6以下
- (2) 延べ面積の敷地面積に対する割合 10分の10以下
- (3) 建築物の高さ 10m以下

B. 商業用地、兼用住宅（店舗、事務所）、公民館、幼稚園、公衆浴場、小規模小売店舗

- (1) 建築面積の敷地面積に対する割合 10分の7以下
- (2) 延べ面積の敷地面積に対する割合 10分の20以下
- (3) 建築物の高さ 15m以下
- (4) 建築基準法第48条第2項に準ずる（兼用住宅、店舗、事務所 のみ）

C. 共同住宅、研究所、ガソリンスタンド

- (1) 建築面積の敷地面積に対する割合 10分の6以下
- (2) 延べ面積の敷地面積に対する割合 10分の20以下
- (3) 建築物の高さ 20m以下

土地利用計画 平面図 S=1:2,000

区分	面積	延べ面積	建築面積	高さ
住宅用地	1,234.56	12,345.67	7,407.40	10.00
商業用地	567.89	5,678.90	3,975.23	15.00
共同住宅	345.67	3,456.78	2,074.07	20.00
公民館	123.45	1,234.56	862.19	15.00
幼稚園	98.76	987.65	690.89	15.00
公衆浴場	76.54	765.43	535.89	15.00
小規模小売店舗	54.32	543.21	380.25	15.00
ガソリンスタンド	32.10	321.09	192.65	20.00
その他	21.09	210.98	147.69	15.00
合計	2,316.39	23,163.90	15,433.62	

指定年月日及び番号
平成11年7月8日
三重県指令都計第 HNI4050003-350-01号
三重県知事 北川正恭